

## 第 629 回 統計審議会議事録

1 日 時 平成 17 年 8 月 5 日（金） 13：30～15：15

2 場 所 総務省第 1 特別会議室 （中央合同庁舎第 2 号館 8 階）

### 3 議 題

#### (1) 庶務事項

- ① 統計審議会専門委員の発令について
- ② 部会に属すべき専門委員の指名について

#### (2) 答申事項

- 諮問第 300 号の答申「製材統計調査等の改正について」（案）

#### (3) 説明事項

- ① 家計消費指数について
- ② 経済社会統計整備推進委員会報告書について
- ③ 「統計行政の新たな展開方向」の推進状況について

#### (4) その他

### 4 配布資料

- ① 統計審議会専門委員の発令について
- ② 部会に属すべき専門委員の指名について
- ③ 諮問第 300 号の答申「製材統計調査等の改正について」（案）
- ④ 部会の開催状況
- ⑤ 家計消費指数について
- ⑥ 経済社会統計整備推進委員会報告「政府統計の構造改革に向けて」の主なポイント
- ⑦ 「統計行政の新たな展開方向」の推進状況（概要）
- ⑧ 指定統計調査の承認等の状況
- ⑨ 平成 17 年 6 月指定統計・承認統計・届出統計月報（第 53 巻・第 6 号）
- ⑩ 指定統計の公表実績及び予定

### 5 出席者

#### 【委員】

美添会長、廣松委員、篠塚委員、舟岡委員、飯島委員、須田委員、  
後藤委員、清水委員、新村委員、引頭委員、椿委員

#### 【統計審議会会議内規第 2 条による出席者】

〈国又は地方公共団体の統計主管部課の長〉

総務省江端統計調査部長、厚生労働省鳥生統計情報部長、農林水産省小西統計部長、  
経済産業省吉岡統計企画室長、国土交通省盛山情報管理部長、東京都須々木統計部長  
〈会長が議事に関係があると認めた者〉

総務省高見消費統計課長、内閣府経済社会統計整備推進室北田参事官

#### 【事務局（総務省統計基準部）】

総務省新井統計企画課長、同熊埜御堂統計審査官、同桑原統計審査官

## 6 議 事

### (1) 庶務事項

#### ① 統計審議会専門委員の発令について

美添会長から、統計審議会専門委員が、資料1のとおり発令された旨報告があった。

#### ② 部会に属すべき専門委員の指名について

美添会長から、資料2のとおり部会に属すべき専門委員の指名を行った旨報告があった。

### (2) 答申事項

#### ○ 諮問第300号の答申「製材統計調査等の改正について」(案)

総務省統計局統計基準部の桑原統計審査官が、資料3の答申(案)の朗読を行った。

続いて、須田農林水産統計部会長が、審議経過及び答申(案)の説明を行った。

須田部会長) それでは、これまでの農林水産統計部会の審議の経緯と答申(案)について御説明する。

まず、答申(案)作成までの部会における審議結果について説明する。

製材統計調査等の改正については、6月10日の第627回統計審議会に諮問されたが、農林水産統計部会ではこの間3回にわたって審議し、答申(案)を取りまとめた。今回の改正計画は、林業における素材生産及び製材業・木製品製造業に属する経済活動を営む事業所における木材製品の生産・出荷等の動向をよりの確に把握することをねらいとしたもので、統計体系の整備、報告者負担の軽減、調査の効率的実施等の観点から審議を行った。

諮問のあった6月10日の統計審議会では、委員各位からいろいろな御意見を頂いた。主な意見等を紹介すると、まず、製材、木材チップ及び合単板の調査はアクティビティベースの調査であり、3調査を統合することは1つの工場において複数の調査に応じる必要がなくなり、調査対象の負担感が軽減され評価できる。調査範囲については、日本標準産業分類に基づく経済活動を範囲としてとらえることは適当。それから、調査事項については、年次調査では在庫量を把握し、生産、消費及び在庫について体系的に把握できるように検討することが必要。また、統計ユーザーの利便性を図る観点から、調査票中の用語の統一が必要。そして、調査方法については、自計申告の導入促進、調査の効率化についての検討が必要、などの意見があり、いずれも答申(案)に盛り込むこととした。

第1回の第97回部会は6月17日に、2回目の第98回部会は7月4日にそれぞれ開催され、部会長の作成した論点メモに即して審議した。すなわち、1)本調査の枠組み、統計体系の整備、2)調査の範囲、3)調査事項、4)調査方法、5)集計・公表の5つの視点から審議を行った。これらの部会の結果については、前回の統計審議会でも報告したので、関連部分は答申(案)の説明の中で行いたいと思う。

なお、前回の統計審議会において、調査方法については、調査実施者

側の負担軽減を図る観点から、調査員・自計申告方式を原則とし、協力の得られないところを調査員・他計申告方式により実施することについてぜひ検討すべきとの御意見があり、これを受けて3回目の部会で再度審議することとした。

7月15日開催の第3回の部会では、お手元の資料4の結果概要のとおり、前回部会において残された課題や7月の統計審議会における意見に対する対応について調査実施者から説明を受け、その後、審議を行った。審議した課題等は、「ア 年初在庫・年末在庫の把握について」、「イ 集成材の把握について」、「ウ 調査方法について」、「エ 木材流通構造調査(5年周期調査)の基本的な考え方」、「オ 製材品の都道府県別出荷先出荷量の把握について」であり、あと集計・公表に関し、月別調査結果の鋸工業生産指数の速報への反映に関する調査実施部局の対応について確認をした。

その後、答申(案)の審議を行い、答申(案)については、部会長預かりとされた一部修文を要する箇所を除き、部会として了承された。

以上の内容については、答申(案)の内容と重複するので説明は省略して、答申(案)の説明の中で行う。

それでは、答申(案)の内容について御説明する。

答申(案)の構成は、前文に引き続き、「記」以下で調査の目的、今回の改正計画の内容を記述した上で、今回の改正計画はおおむね適当と評価し、次いで改善を図るべき点として、「1 今回の改正計画」と「2 今後の課題」とに整理している。「記」以下については、まず第1パラグラフでは指定統計調査として実施してきた製材統計調査と承認統計調査として実施してきた木材統計調査の目的について記述している。調査の経緯を補足すると、指定統計の方はほとんど変更なく今日まで実施されてきたが、承認統計の年次調査の方は当初は行政需要に対応するためいろいろと変更があったが、最近では価格調査以外は大きな変更はないという状況で実施されている。

次の第2パラグラフ、つまり今回の改正計画から2ページの2行目までのパラグラフであるが、今回の改正計画の枠組み、体系的な整備の内容について大きく4つ記述している。すなわち、1)製材、木材チップ及び合単板に係る3つの調査票を統合、一本化し、基礎調査として実施すること、2)製材及び合単板について、月別調査として引き続き実施すること、3)小規模事業所については母集団情報の整備に必要な範囲で木材統計調査名簿として整理すること、4)調査の名称については、木材統計調査(仮称)に変更すること、の4つである。

さらに、2ページの3行目の「また」以降の最初のパラグラフでは、枠組みの導入に合わせて変更することとした改正計画の内容について記述している。その後の2番目のパラグラフでは、今回の調査計画につい

での評価について記述しており、おおむね適当であるとし、次の3番目のパラグラフでは、「しかしながら」として、今回の改正計画についての改善を図るべき事項と今後の課題について提言している。

ここで、2番目のパラグラフの統計体系の整備、報告者負担の軽減及び調査の効率的実施を図るものでありおおむね適当とした計画内容について、少し補足しておきたいと思う。

お手元の資料3の参考の2の「製材統計調査と木材に関する統計調査の見直しについて」の4枚目にある、木材に関する統計調査の新旧体系図（案）をご覧いただきたい。今回の改正は、製材、木材チップ、合単板の年次調査を「基礎調査」一本に統合し、月別調査を製材と合単板の2調査票とし、小規模のものは名簿で捕捉することとして、これらを指定統計調査とするというものである。年次調査は、単に3つの調査票を統合、一本化するものではなく、調査の範囲は日本標準産業分類に即して定義され、標本設計の見直しによる客体数の大幅減、調査事項も基本的事項に絞り込み大幅に簡素化する等、大きな枠組み変更をして、全体としてすっきりとした統計になったと評価している。

また、報告者にとっては3調査票の一本化による記入枚数の減少が大きく、調査事項の縮減、調査客体の縮減と相まって報告負担軽減の効果は非常に大きいと考える。調査事項に関して言えば、製材品・木材チップの都道府県別出荷先出荷量の削除などがこれに当たる。

こうした整理を行う中で、今回の改正は林業の生産者である林家を対象としたものではとらえにくい素材生産量を素材の需要者側の工場から統一的にとらえるということで、この統計作成方法は効率的で精度もよいものが得られると評価した。

このような枠組みで、素材及び木材製品に関する生産統計が毎年整備されるほか、生産規模の大きい2品目について月次調査が実施され、鋸工業生産指数にも採用されるということで、これらを指定統計として実施することは適当とした。

なお、調査の名称は、素材及び木材の生産に関する基本的事項を把握するとされている本調査の目的にかんがみ、木材統計調査（仮称）が適当とした。

なお、承認統計として残る木材流通統計調査は、毎月の木材価格調査と5年周期の木材流通構造調査で構成される。これらは今後も行政ニーズに応じて調査内容の見直しも頻繁にあり得るということで、柔軟な対応が求められる調査として整理した。

次に、「1 今回の改正計画」に進みたいと思う。

まず、「(1) 調査事項」についてであるが、年初在庫及び年末在庫を把握する必要があるということ。また、「なお書き」のところでは、用語が不統一であるため改善する必要があると記述している。

第99回部会の結果概要の5の(1)の「ア 年初在庫・年末在庫の把握について」を御覧いただきたい。

年初在庫・年末在庫の把握については、調査実施部局からこれらを盛り込んだ調査票の修正案が提出され、その調査内容については了承された。本調査結果は、これまでもI O表の生産額推計やGDP推計に利用されており、その精度向上に資するものと考えられる。

部会では、月別調査で把握した在庫量を積み上げた数量と年次調査で把握した数量等を比較した場合に、例えば、前者は後者に比べ常に大きいといった一定の方向に偏るようなことが常態化するようであれば問題であるので、このような場合には月別調査の報告者の報告の仕方に問題がないのか等について検証する必要があるとの意見があった。これについては、調査実施部局において調査結果等を踏まえ検証することとしている。

なお、在庫に関する調査事項は、お手元の資料3の参考の4、「木材統計調査(仮称)調査票(案)」の基礎調査票を御覧いただきたい。木材、製材、木材チップ、合単板についてそれぞれ年初在庫、年末在庫の事項が設けられている。

次に、「なお書き」の用語の不統一についてであるが、当初計画と比べてみると、例えば、基礎調査票や合単板月別調査票等で生産量と製造量が混在していたのを「生産量」に統一している。また、製材月別調査票及び合単板月別調査票で「在荷量」という文言を使用していたが、「在庫量」に修正している。このように、当初計画で見られた用語の不統一については、本日提出の調査票では既に修正されている。

次に、「(2) 調査方法」についてであるが、原則、調査員・自計申告方式により実施することが適当であるとしている。これについては、部会審議では、当初、一定規模以上の工場について、原則、調査員・自計申告

方式により実施してはどうかとして検討を求めていた。しかし、調査実施部局で実態を確かめたところ、木材チップ及び合単板の調査では既に協力の得られる客体について自計申告による調査を導入しており、しかも自計申告は、大規模な工場だけでなく小規模な工場においても同様に行われているという状況が判明した。そこで、規模の大小にかかわらず、全体として調査員・自計申告方式による調査を原則とし、協力の得られない調査客体について他計申告方式により調査を行うということで、より積極的な対応をしていただくこととした。

なお、調査方法に関連して、今回の基礎調査の下限動力規模の引き上げに関しては、2回目の部会で今後の工場の統合、再編等の状況を踏まえつつ、報告者負担の軽減、調査の効率的実施の観点から標本設計を適宜見直すことが必要との意見があったことを申し添えておく。

「(3) 集計・公表」についてであるが、月別調査の結果が鋳工業生産指数の速報に反映されるよう、公表期日の早期化について検討する必要があると記述している。これについては、調査実施部局では早期化に向けた関係方面との調整を進めていくとのことである。ぜひ平成18年1月分の調査結果から鋳工業生産指数の速報に反映されるようお願いする。

次に、「2 今後の課題」についてであるが、木材流通構造調査については、先ほども説明したように、「今後も、行政ニーズに応じて、調査内容の見直しが頻繁にあり得るということで、柔軟な対応が求められる調査」として整理した。今回の審議では、これについて具体的な調査計画が提出されていないので、その基本的な考え方を今後の課題として整理している。特に、木材流通構造調査(5年周期調査)については詳細な調査内容となっており、その見直しが必要と考えられることから、報告者負担の軽減、調査の効率的実施の観点から、次回調査において産業の実態や利用状況を踏まえた調査計画の策定が必要であると記述している。

また、「なお書き」のところの集成材については、今後の生産量等を勘案し、木材統計調査(仮称)の一環として把握することを検討する必要があると記述している。

部会の結果概要の1枚目の「エ 木材流通構造調査(5年周期調査)の基本的な考え方」のところをご覧いただきたい。

今回の改善計画では、素材及び木材に関する指定統計調査の体系整備を図ることとしており、これに伴い承認統計調査として実施してきた木材統計調査の再編を行っている。この木材流通構造調査は、再編後の承認統計調査の中で引き続き実施されるものであるが、改正後の指定統計調査と密接な関係を有するものである。したがって、部会では今回の改善計画と本調査の調査内容等との関係について審議が行われた。

結果概要では、本調査において入出荷の流通経路に加えて、都道府県別出荷先出荷量を調査するのは報告者にとってかなりの負担である。いずれの把握を優先させるのか、トレードオフ関係で考えるべきである。都道府県別出荷先出荷量は、製材品の産地・消費地の区分で見た場合、個々の工場における物流コスト戦略の面や産地である都道府県における販売戦略の面で有用な情報と思われるなどの意見があった。

木材流通構造調査では、入出荷の流通経路の把握についても10区分に及んでいるなどかなり詳細な調査内容となっており、他の統計調査を見てもここまで詳細に調査している例はなく、やはり簡素化を検討する必要があるものとする。

調査は平成18年度に実施予定ということで、これから計画を策定するとのことであるが、製材品の都道府県別出荷先出荷量の把握については、年次調査である基礎調査における調査事項の中で今回整理、縮減してい

るものであり、これを本調査に振りかえて把握することについては、行政ニーズを踏まえた必要最小限の調査客体及び調査項目を設定したいという木材流通構造調査の基本的な考え方に見合ったものとなるよう、慎重に検討していただきたいと考える。

次に、集成材の把握についてであるが、平成14年の工業統計の品目編で見ると、出荷額は約1,100億円となっており、この分野では比較的高い伸びを示している状況を踏まえると、今後、消費者の需要に密接に関係する集成材の生産量を指定統計調査の中で把握することが重要となってくるのではないかとということで、今後の検討課題として整理したものである。

以上であるが、最後に部会長として一言述べさせていただく。

今回の改正計画については、調査実施部局が基本的な考え方の整理の段階からよく対応され、素材及び木材に関する統計体系がよく整備されたのではないかと評価している。調査実施部局におかれては、答申（案）に盛り込まれなかった事項も含め、報告者負担の軽減、調査の効率的実施等について、不断の努力をされ、今後、所管される統計調査の一層的確かつ適切な計画実施をお願いしたいと思っている。

以上である。

[質 疑]

美添会長) ただいま報告していただいた件について、御質問、御意見等があれば願います。

舟岡委員) 部会長のおっしゃったように、これで木材関係の統計がすっきりした体系になったと私も評価している。

美添会長) この件については、中間時点での報告も頂いており、明快な説明と答申（案）なので疑問はほとんどないと思われる。舟岡委員の指摘のように、この部門は比較的ウエイトが高いことと、月次でも例えば鋳工業生産指数に使われるという重要な使命を持っていることで、価値は十分高いものと思われるが、今回の統計体系の整備によりさらに見やすい形になったものと思う。

答申（案）にもあるように、今後、流通構造については、仮称「木材流通統計調査」として検討すると整理されているので、これで特段の問題はないものと理解する。

この（案）をもって当審議会の答申として採択したいが、よろしいか。

(異議なしとの声あり)

それでは、この（案）を総務大臣に答申する。

ただいまの答申に関して、農林水産省大臣官房統計部の小西統計部長から御挨拶を頂く。

小西統計部長) ただいま「製材統計調査等の改正について」御答申を頂き、調査実施者として御礼を申し上げたい。今般の改正は、製材統計調査を中心とした木材の生産、出荷に関する統計調査の統合再編による体系整備、また、調査客体への負担軽減及び調査の効率的実施の観点から答申を頂いたが、木材の素材生産から木材製品の生産、出荷の動向まで把握する調査の体系整備が図られたと考えている。

今後は、本答申を踏まえつつ、関連する統計を含め、分かりやすい統計の提供に努め、林業関係者はもとより、多くのユーザーに活用される木材統計となるよう努力してまいりたい。

最後に、委員の皆様の熱心な御審議に感謝申し上げ、御挨拶とさせていただきます。

### (3) 説明事項

#### 1) 家計消費指数について

総務省統計局統計調査部の高見消費統計課長から、家計消費指数について資料5により説明が行われた。

[質 疑]

美添会長) 貴重な話題だったと思う。

ご質問、ご意見等があればお願いしたいがいかがか。樁委員、お願いします。

樁委員) もちろん今回のこの指数の精度等々を検討していただいたというのは非常によいことだと思うが、単純な質問だが、この指数自身の信頼区間などの情報は公表はしないのだろうか、評価はしているのか。

高見課長) 申し訳ないが、今のところ、この指数値の標本誤差は計算していない。

樁委員) あと、もう1点。やはり5品目の扱いというものに関しての非対象性ということについて、ここはいろいろな議論があったところだと思うが、基本的にこの $\alpha$ 0(レベル調整係数)というのをどちらに置くかということは、どちらの調査の方に合わせるかという判断とほとんど同じことであるように思う。その5品目をあえてこちら側に変えた方がいいということについて、先ほどの説明以外に何か議論があったことがあれば紹介していただきたい。

高見課長) まず、家計消費状況調査の方でも誤解なく正確に分類分けができる品目でないと、家計消費状況調査側に合わせるのは不都合なので、そういう品目の中から、品目ごとに家計調査と家計消費状況調査のレベルがどのくらい差があるかを見て検討して、最終的に残ったのがこの5品目であったということである。

美添会長) 家計消費状況調査の方は、家計簿に記入されたものを総務省で品目に分けるということか。

高見課長) 家計調査の方ではないか。



美添会長) 失礼、家計調査の方である。家計消費状況調査の方は初めから項目が書いてある。したがって、例えば医科診療代だと家計調査の方では薬代は別になるのだが、家計消費状況調査だと分けられないまま書かれているのではないか。自動車に関しては、そのような誤差は少ないにもかかわらず、捕捉水準が違うという典型的な例だったと思うが、この理解でよろしいか。

高見課長) そのとおりである。

椿委員) まだちょっと納得できないのだが、基本的に両調査の乖離というものが出てくる。特に、電気冷蔵庫、電気洗濯機というものが家計消費状況調査の方で確実に捕捉できるというのは全くおっしゃるとおりだが、従来の家計調査において何が問題だったかということをお教えいただけると非常にありがたい。

高見課長) 家計調査の方は実はまだ大きな検討課題の一つであって、家計簿に書いていただくという方法を採用していることから、例えば日々の食料費として、お米を買った、果物を買った、野菜を買った、といったものは細々と書いていただけるが、大きな買い物、つまり年に一度あるいはそれより少ない頻度でしか買わないようなもの、しかもそういったものは現金を出さないで買うことが多いので、どうしてもついつい家計簿につけ忘れがちになるという問題が以前よりあり、その結果がこうなっているものである。

それを防ぐ方法として、家計簿の欄外に、例えば冷蔵庫なら冷蔵庫、洗濯機なら洗濯機という欄を設けて、特別にそれだけ書いていただくという方法もあろうかと思う。そうすれば恐らく捕捉率は高まると推測されるが、毎月継続的に結果を公表していく中で、ある時調査票を変えたことによって大きな断層が生じるということもまた非常に困る。家計調査の大きな目的の一つは、金額のレベルよりもむしろ月々の変動、あるいは1年前と比較した支出総額の変動をとらえるということなので、調査票を大きく変えるということはちょっと難しいかなと考えている。

おっしゃるように、家計調査の方の欠点の一つであることは間違いないところである。

椿委員) 家計消費状況調査の方の導入の意義というのが着実に上がったということと理解、今の説明で大分よく分かった。

美添会長) 難しい部分もあるが、情報を正確に公開する方がいいと思う。確かに、自動車に関しては系統的に捕捉率が低いことが認められ、家計消費状況調査に置き換えたことは改善だと思う。

## 2) 経済社会統計整備推進委員会報告書について

内閣府経済社会統計整備推進室の北田参事官から、経済社会統計整備推進委員会報告書「政府統計の構造改革に向けて」の主なポイントについて資料6により説明が行われた。

[質 疑]

美添会長) 重要な話題について簡潔に御説明を頂いた。質問は山ほどあるかと思うが、時間も限られているので幾つかお受けする。委員会にも統計審議会関係者が何人か参加しているし、各府省は強い関心を持っていると思う。

飯島委員) この前ちょっとお話し申し上げたが、このような形で新しい時代のニーズに答えていこうということで、平成の大内兵衛さんのような人が現れつつあるんだろうというふうに思うのだが、非常に私はこの内容についてもこのとおりでと思う。

そこで、今お話があったように、これを具体的なアクションプランに結びつけて実現しなければいけないわけであるが、その中での後継組織について今検討中というお話があったけれども、いつごろに後継組織を立ち上げようというような、何か具体的なスケジュール等があるのか。

北田参事官) 後継組織についてのお尋ねであるが、後継組織も学識関係の専門の方々を中心とする委員会とそれをサポートする事務局を立ち上げるということで動いており、今、具体的な委員の人選作業等、事務的な準備等を進めている。それで、できるだけ早いうちにとっているのだが、今の進み具合であれば、9月には新しい委員会の議論を開始したいというふうに考えている。

清水委員) この最初の委員会のメンバーでもあった立場上、もう既に報告書が出て委員会の役割は終わっているのに、なかなか申し上げにくいのだが、先ほど北田参事官の方から後継組織で検討すべき課題について、特に「司令塔」機能との関係で法制面について議論を進めるという話であったが、改めて後継委員会との関係で1点だけお尋ねしたいのは、統計法の所管部局との関係がどういうふうになるのか。実は、一方で新展開の関連で統計局の中に統計法制度について見直しを行う研究会があって、そこでも議論をしている。他方、後継委員会では、同じ統計法にかかわる法制面の問題、これは限定的に行われるのか、「司令塔」機能ということを前提にして法制面が議論されるのか。また、統計法の所管部局との関係がどうなるのか。もしも事務局としておわかりだったら教えていただきたい。

北田参事官) 内閣府に置かれている統計整備推進委員会としては、こういう形で報告書を出し問題提起をして、なおかつ特に制度面の課題については委員会の性格あるいは時間的な制約もあって、具体的な提言までには至らなかった部分もあるので、改めてそこを具体的に検討するという事になっている。それが後継委員会の取組課題ということだと思う。

それで、報告書の中でも特に制度的な面で一番中心的な議論になったのは「司令塔」機能の強化に関してであり、ここを中心としてそれぞれを見ていくと、統計の体系化のところ、あるいは行政記録の活用とか、

あと全体をまとめて言えば報告書の3(1)から(5)の統計制度に関する課題について具体的に検討するということになっている。そういう意味では、整備推進委員会での議論で方向づけとか提案があったが、そのより具体的な提言をするためにもう一度メンバー等も充実させて、広い視野から具体的な議論をするということだと考えている。

所管部局との関係では、特に法律ということであれば統計法も統計報告調整法も総務省統計基準部の所管になっているので、最終的にはこの提言を、どういう形で具体的に実現していくかということになるときには、そのための実際の業務も当然総務省が行うことになると考えている。

清水委員) 恐らく、現時点ではそのようなお答えが最大限のお答えだろうと思うが、大変難しい問題だと思う。この後継委員会で出てきた提言を受けて統計法の所管部局が対応するという考え方なのか、改めてそれはまた統計法の所管部局で見直すのか、いろいろな順序というか、その対応関係が非常に難しいと思う。

美添会長) 内閣府の担当者としては、これに関する判断を言える立場ではないと思う。

いずれにしても後継委員会で提言がなされた後、それを受けとめて議論をするのは統計基準部になるようだ。統計基準部としても検討していると聞いているが、補足説明があるか。よろしいか。これも極めて重要な問題で、今後10年、20年にわたる統計行政に決定的な影響を与える重要な機会かと思う。今後とも統計審議会にこのような情報を提供してくださるようお願いする。

### 3) 「統計行政の新たな展開方向」の推進状況について

総務省統計基準部の新井統計企画課長から、「統計行政の新たな展開方向」の推進状況について資料7により説明が行われた。

#### [質 疑]

須田委員) 民間委託のガイドラインについてであるが、それは公表されているのか、それとも、公表されていないのか。公表されていないとしたら、コアのところではよいがどういうものについてガイドラインを考えられているのか教えていただければと思う。

新井課長) 公表はしている。基本的に一番ポイントになるのは、調査員調査という、例の市場化テストとの関係で一番問題になっているものであり、承認統計については幾つか例外を設けたが、基本的には民間委託を進めていこうということである。

指定統計については、今、具体的に試験調査など実証的な検証も行いながら進めていこうということで、ガイドラインにおいては引き続き検討を踏まえながらということになっている。それ以外の分野については、基本的に民間委託をさらに進めていこうという視点で整理している。ま

た、民間委託に当たっての手續について遺漏なきようにということで、  
その際いろいろな点から講ずべき措置を整理したものである。

美添会長) 適当な機会に資料を配付していただけるか。

新井課長) 配付いたします。

#### (4) その他

##### ○ 統計報告の徴集についての承認の報告

総務省統計局統計基準部の熊埜御堂統計審査官及び桑原統計審査官から、平成17年7月における「軽微な事項」として統計審議会の調査審議の対象とならなかった「受療行動調査」、「家計消費状況調査」、「漁業就業動向調査」及び「建築物等実態調査」の統計報告調整法第4条第1項による承認について、資料8による報告が行われた。

－ 以上 －